

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務執行における責任の明確化を図るため、名札の着用及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 名札の制式は、別図第1のとおりとする。ただし、採用時教養期間中等これにより難しいときは、この限りでない。

(被交付者)

第3条 名札は、全ての職員に交付するものとする。ただし、育休任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び非常勤嘱託員のうち、名札を着用する必要がないと認めるものについては、交付しないことができる。

(着用基準)

第4条 職員は、警察庁舎（兵庫県警察庁舎管理規程（平成9年兵庫県警察本部訓令第15号）第3条に規定する本部庁舎、本部所属庁舎及び警察署庁舎（警部派出所を含む。）をいう。以下同じ。）において受付、相談、許認可その他の事務で公衆に応接して行うものに従事する場合は、名札を着用しなければならない。ただし、交番勤務員その他の街頭における職務執行を常態とする者が警察庁舎において当該事務に従事するとき、及び所属長が名札を着用しないことが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 職員は、警察庁舎外で勤務する場合において、所属長が適当であると認めるときは、警察庁舎外において名札を着用することができる。

3 職員は、前2項の規定により名札を着用するときは、制服については別図第2の位置に、私服等については上衣左胸部にそれぞれ着用するものとする。ただし、これにより難しいときは、胸部の適宜の箇所に着用することができる。

(交付申請)

第5条 所属長は、新規採用等により名札を交付する必要があると認めるときは、名札交付・再交付・返納（申請）書（様式第1号）により、名札の交付を総務部長に申請（総務部県民広報課（以下「県民広報課」という。）経由。以下同じ。）をするものとする。

(保管責任)

第6条 職員は、交付された名札の保管の責めに任ずる。

(再交付申請)

第7条 職員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その理由を明らかにして、名札の再交付を所属長に申し出るものとする。

- (1) 名札の記載内容に修正又は変更があったとき。
- (2) 名札を亡失し、又は損傷したとき。

2 所属長は、前項の規定による申出があった場合は、その事実を調査し、必要があると認めるときは、名札交付・再交付・返納（申請）書により、名札の再交付を総務部長に申請をするものとする。

（返納）

第8条 職員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、名札を所属長に返納するものとする。

- (1) 退職等により身分を失ったとき。
- (2) 名札の記載内容を修正し、又は変更したとき。
- (3) 名札の再交付を受けた場合において、亡失した名札を発見したとき。
- (4) 名札を損傷した場合において、名札の再交付を受けたとき。

2 所属長は、前項の規定による返納があったときは、名札交付・再交付・返納（申請）書により、当該名札を総務部長に返納（県民広報課経由）をするものとする。

（交付台帳）

第9条 総務部県民広報課長は、名札交付台帳（様式第2号）を備え付け、名札の交付、再交付及び返納の状況を明らかにしておくものとする。

（留意事項）

第10条 職員は、名札の着用及び取扱いに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 名札は、第4条第2項の規定により警察庁舎外において着用するときを除き、警察庁舎外には持ち出さないこと。
- (2) 名札は、警察本部庁舎において、職員の身分を明らかにするためのものとして使用しないこと。
- (3) 名札の亡失又は損傷の防止を図るため、保管場所及び着用方法に配慮すること。